

# 仕 様 書

## 1. 業務名

令和3年度八代市日本遺産ストーリーブック作成業務委託

## 2. 目的

日本遺産「八代を創造(たがや)した石工たちの軌跡～石工の郷に息づく石造りのレガシー～」(以下「日本遺産」という。)のストーリーを、小・中・高校生(小学校4～高校3年生がターゲット)でも分かりやすいように再編集し、幅広い世代に対し、日本遺産のストーリーの普遍的価値や魅力を広く普及啓発し、未来に継承することを目的に「令和3年度八代市日本遺産ストーリーブック作成業務委託(以下「本業務」という。)」を行うもの。

## 3. 具体的な業務の内容

- (1) 日本遺産ストーリーブックの企画・制作
- (2) 制作物の監修に係る協議等  
※監修者は、協議会が選定する者に依頼すること。
- (3) ストーリーブックの印刷・製本

## 4. 規格等

- ①カラー：表紙、カバー＝カラー・原稿＝モノクロ
- ②サイズ：B6判
- ③ページ数：120頁程度(ストーリーマンガ100頁程度、解説編20頁程度)
- ③カバー・帯：コート180kg+PP加工4c/0c
- ④納品部数：3,000部

## 5. 特記事項

### (1) データの二次使用について

Web公開を含め、データの二次使用はできるものとし、前項の制作物の校了データ(修正作業可能なデータ)と取材・製作で得た写真・図版・地図等の全てを著作権フリーの状態にCD等に焼いて業務完了時に納品すること。

### (2) 事業費

委託料は、本業務の全て(企画料、デザイン料、雑誌掲載料、取材費、編集費、打ち合わせ費、印刷代、郵送費等)を含む。

※本業務は、文化庁より補助金を受けて実施するため、補助対象外経費は委託料に計上することができないので留意すること。また、各費目において単価上限(消費税込)が定められているため、「令和3年度観光拠点整備事業(地域文化財総合活用推進事業(日本遺産))実務手引書」(主にP7～11記載の「4. 補助の対象となる経費等について」)を確認のうえ、積算を行うこと。

### (3)保証

成果品が第三者の著作権、肖像その他いかなる権利を侵害するものでなく、かつ、合法的なものであること。万一、前項に関して第三者から異議苦情等の申立あるいは実費または対価の請求、損害賠償請求等があった場合には弁護士費用を含めて、受託者の責任と負担においてこれを処理するものとする。

### (4)権利の帰属

本業務の成果品にかかわる著作権は、八代市日本遺産活用協議会に帰属するものとする。

## 6. 納品先

〒866-0844 熊本県八代市旭中央通3番11号 TSビル3F  
八代市日本遺産活用協議会事務局 八代市文化振興課

## 7. 委託期間

契約締結日から令和4年3月26日まで

## 8. 留意事項

- ・本業務履行にあたり、協議会は受注者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- ・協議会又は協議会の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合で、あらかじめ協議会の承諾を得たものについてはこの限りでない。
- ・本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のために打ち合わせを行うものとする。
- ・業務の一部を委託する場合は、あらかじめ協議会の同意を得るものとし、再委託を行った作業の結果については、受注者が全責任を負うこと。
- ・受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- ・委託業務の成果物に使用する写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受注者の責任において行うこと。
- ・委託業務の成果物の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受注者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ協議会に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- ・受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に協議会の了解を得た場合を除き、原則として、複写、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用后速やかに処分すること。
- ・本業務履行にあたり、疑義が生じた場合は、協議会及び受注者双方の協議により処理する。